

# 幼保連携型認定こども園みかど保育園 園則兼運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人あおぞらこども福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 みかど保育園
- (2) 所在地 富山市婦中町速星 1032 番 1 号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 幼保連携型認定こども園みかど保育園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう良好な環境を与えて、その心身の発達を援助するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、安全を第一に落ち着いた環境の中、創意と活力のある教育・保育活動をすすめるとともに、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。
- 5 当園は、「富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日富山市条例第48号）」及びその他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(学級の編制)

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下

- 「1号認定子ども」という。) 12名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。) 107名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 73名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 16名

(提供する教育・保育等の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第11条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 時間外保育事業
- (5) 一時預かり事業(1号認定)
- (6) 体調不良児対応型保育事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第6条 前条に規定する子育て支援事業については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各号に掲げる事業について実施するものとする。

(時間外保育)

第7条 当園は、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合には、次の各号の定めにより時間外保育を行う。

- (1) 保育標準時間認定子ども  
7時00分から第11条第1号に定める時間の開始前まで  
第11条第1号に定める時間の終了後から20時00分まで
- (2) 保育短時間認定子ども  
7時00分から第11条第2号に定める時間の開始前まで  
第11条第2号に定める時間の終了後から20時00分まで

(一時預かり事業)

第8条 当園は、1号認定子どもについて、保護者が、仕事や病気、出産、家族の看護等の理由により、一時的に保護が必要とされる子どもに対して、次の各号の定めにより、一時的に保

育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(1) 1号認定子ども

ア 教育を実施する日

8時00分から第11条第3号に定める時間の開始前まで  
第11条第3号に定める時間の終了後から17時00分まで

イ 教育を実施しない日

第12条第3項1号～3号に掲げる日（土日を除く）のみ8時00分  
から17時00分まで

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

(1) 園長 1名

園長は、園務を司り、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、園児への適切な教育及び保育の提供と法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を助け、園長の命により園務を司るとともに、園長に事故があるときはその職務を代理する。

(3) 主幹保育教諭 2名

指導保育教諭は、園児の教育及び保育を司り、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(4) 保育教諭 31名

保育教諭は、教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 1名

看護師は、児童及び職員に対して日々の体調管理や保健指導を行う。  
また、体調不良児保育の対応も行う。

(6) 調理員 4名

調理員は、富山市の作成した献立に基づき、給食及びおやつ調理等を行う。

(7) 事務員 3名

事務員は、園の会計、人事・社会保険等の管理、行政への対応等を行う。

(学期)

第10条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から 12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間)

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間 (4時間)

9時00分から15時00分までの内の4時間を標準とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第12条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

年末年始 (1月1日から1月3日)

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休業 8月1日から8月20日まで

(2) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(3) 春季休業 3月25日から4月4日まで

(4) 土曜日 日曜日

(5) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(6) その他 園長が定める日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

6 2号認定、3号認定は日祝日においては希望のある場合、保育を行う。別表の保育料を別途保護者に請求する。ただし、休日保育日を挟む前後1週間以内(土日除く)に振り替えて休日を取得する場合はこの限りではない。(無料)

(入園に関する事項)

第13条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の教育理念に基づく選考を行う。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、富山市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第14条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第15条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
  - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第16条 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日富山市条例第49号)第14条第1項に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条第4項に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する次の費用について支給認定保護者から実費の支払いを受けることがある。
- (1) 日用品、文具等
  - (2) 行事費
  - (3) 1号認定子どもの給食費(人件費に係る費用を除く)
  - (4) その他、教育及び保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用
- 3 時間外保育の料金は、別表のとおりとする。
- 4 一時預かり保育の料金は、別表のとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第17条 当園の職員は、教育・保育の提供時間中に、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもの保護者、嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により、事故が発生した場合は、子どもの保護者、富山市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成するものとする。

2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めるものとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第19条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第20条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
- (5) その他教育保育の提供に関する重要記録

(要望・苦情等について)

第21条 当園に関する要望・苦情等は担当者を決め、日々受付するものとする。担当者で解決できない場合は、第3者委員に相談し、対処する。

苦情担当者 副園長 白樫 由美

苦情解決責任者 園長 古本 祐子

当園第3者委員 槻 光世(元主任民生児童委員) 見波 重尋(前自治会長)

(秘密の保持について)

第22条 当園は入園する児童等の個人情報適切に取り扱うとともに、児童の発達援助のための関係機関等との連携、保護者への伝達、保育者同士の交流や地域交流などに必要な情報交換等については、関係者の承諾を得ながら適切に進めるよう努めることとする。

附則

この園則は平成29年4月1日から実施する。

令和3年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定(苦情担当・責任者変更)

## 別表

### (1) 保 育 料 (口座振替)

0・1・2歳児(特定教育・保育に係る利用者負担)

※当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

3・4・5歳児

区 分		副 食 費 (保護者負担金)	
3～5歳児 定	1号認	1ヶ月	4,000円 (おやつ無し) (おやつを食べられた場合は1回50円)
3～5歳児 定	2号認	1ヶ月	4,800円 (おやつ込み)
0～2歳児(4月1日現在) 認定	3号	1ヶ月	従来通り(保育料の中に含む)

※令和元年10月より教育保育料が無償化になりました。

※令和6年4月より、保護者負担の副食費に、富山市から一部補助が出ます。

1号認定児童：1ヶ月500円      2号認定児童：1ヶ月700円

### (2) 給 食 費 (副食費) (口座振替)

(3) 用 品 代・・・年度初めに、年齢ごとに必要な用品を購入していただきます。

(4) 月刊絵本代・・・2歳以上児に購入していただきます。(毎月集金)

(5) 体操教室代・・・3歳以上児が体育指導を受けています(毎月集金)

※上記の他、遠足などの行事に必要な経費等があります。

### (6) 延長保育料 (令和6年度)

	時 間	料 金(円)	
		日額	月額
1号認定	7:30～9:00	300円	月額はありません
	8:00～9:00	200円	
	15:00～16:00	200円	
	15:00～17:00	400円	
	15:00～18:00	600円	
	18:00～	保育標準時間と 同じ扱いになります。	
2・3号認定保育標準時間 (7:00～18:00)	18:00～19:00	300円	5,000円
	18:00～20:00	600円	8,000円
2・3号認定保育短時間 (8:30～16:30)	7:00～8:30	300円	5,000円
	7:30～8:30	200円	3,500円
	16:30～17:30	200円	3,500円

	16:30~18:00	300円	5,000円
	18:00~	保育標準時間と同じ扱いになります	

- 延長保育を利用される方は、申請書を提出して下さい。
- 日額から月額、または月額から日額に変更される場合は、「延長保育利用停止・変更届」を変更される月の前月15日までに提出し、変更されることをお知らせください。
- 延長保育料の集金について  
月末締めで次月10日（休みの場合は次日）に請求金額明細をお渡ししますので、集金袋に代金を入れてお便りばさみに挟み担任にお渡しください。

(7) その他

- 1号認定の方が、夏季・冬季・春季の休みに、登園された場合、1日1,000円（内給食費225円）の別途料金がかかります。
- 休日保育・年末保育は1日4,000円の保育料がかかります。（休日保育のみ振替可）
- 延長保育を利用される方は、申請書を提出して下さい。